

## 処遇改善加算金の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下「法人」という。）の就業規則第50条及び第51条、パートタイマー就業規則第34条及び第35条において規定した、処遇改善期末手当および特定処遇改善期末手当（以下「処遇改善期末手当」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、法人の就業規則第50条の2、パートタイマー就業規則第34条の2において規定した、月額賃金改善臨時手当（以下「処遇改善月次手当」という。）について必要な事項を定めるものとする。

3 処遇改善期末手当及び処遇改善月次手当（以下「処遇改善手当」という。）は、厚生労働省が平成24年度から創設した「福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下、「加算制度」という。）」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（以下、「事務通知」という。）」に基づき支給する。

### (支給対象者)

第2条 処遇改善手当は、就業規則が適用される労働者（以下、「常勤労働者」という。）、パートタイマー就業規則が適用される労働者（以下、「非常勤労働者」という。）を問わず、加算制度及び事務通知において示された対象職種の労働者に対し支給する。

### (支給額)

第3条 処遇改善手当の支給額は、加算制度及び事務通知に基づき障害福祉サービス等報酬にあわせて交付される福祉・介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）を原資として、常勤労働者又は非常勤労働者の別に法人が定める額とする。

### (支給日)

第4条 当該年度分の処遇改善期末手当は、原則年1回、3月31日に支給する。

2 処遇改善月次手当は、就業規則第45条及びパートタイム就業規則第30条に定めた日に支給する。

### (支給方法等)

第5条 処遇改善期末手当の支給方法は、次のとおりとする。

常勤労働者の処遇改善期末手当は、就業規則第39条で定めた賞与とは明確に分けて支給する。

非常勤労働者の処遇改善期末手当は、パートタイム就業規則第33条で定めた賞与とは明確に分けて支給する。

2 前項各号の処遇改善期末手当は、次の名称で、加算制度及び事務通知に基づき支給対象となる労働者に支給する。

処遇改善期末手当

特定処遇改善期末手当

3 前項各号の支給方法は、常勤労働者については就業規則第46条、非常勤労働者についてはパートタイム就業規則第30条第2項及び第3項を準用する。

第5条の2 処遇改善月次手当は、就業規則第31条及びパートタイム就業規則第23条に定めた賃金と共に支給する。

2 前項の処遇改善月次手当は、次の名称で、加算制度及び事務通知に基づき支給対象となる労働者に支給する。

月額賃金改善臨時手当

3 前項各号の支給方法は、常勤労働者については就業規則第46条、非常勤労働者についてはパートタイム就業規則第30条第2項及び第3項を準用する。

#### **(在籍の限定)**

第5条 処遇改善期末手当は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

2 処遇改善月次手当は、途中で採用された労働者又は退職した労働者については、就業規則第45条の定めに基づき、日割計算して支払う。

3 前項は、非常勤労働者についても準用する。

#### **(キャリアパス)**

第7条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系、昇給については、組織規程、職能資格制度規程に定める。

#### **(周知)**

第8条 法人及び事業所は、第2条の支給対象者に対し、この規程をもとに、処遇改善手当に関する必要な事項を説明し、周知を図る。

#### **(その他)**

第9条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

### **附則**

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

1. この規程は、令和6年6月1日から施行する。